

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」「を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「」を「の下に」「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。））第五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当

該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引をいう。次条及び第七十四条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第七十四条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第七十四条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第七十四条において同じ。）を行う場合

第六条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含む場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同条第七項とし、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「（保健師、助産師、看護師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第七四条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「日常生活」を「、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「次の各号に掲げる従業者」の下に「（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項後段に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十四条第四項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」とい

う。」を「指定通所支援基準」に改める。

第二十八条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第三十九条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項中「指定児童発達支援事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十二条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第四項を次のように改める。

4 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十六条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第五十七条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士

」に改め、同条第三項を削る。

第七十二条中「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第七十四条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十四条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第八十条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」

に改め、同条第三項を削る。

第八十二条の第三第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十二条の九中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第九十条中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加え、「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第九十一条第一項中「、第二項及び第四項、第七条」を「から第三項まで及び第五項、第七条(第三項及び第六項を除く。)」に、「第七十四条第一項、第二項及び第四項」を「第七十四条第一項から第三項まで及び第五項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、「同条第二項中」を「指定児童発達支援の」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、「同条第二項中」に、「指定児童発達支援」を「同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」に改め、「指定児童発達支援」とあるのは「指定児童発達支援事業所」を「同条第五項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、「並びに」の下に「同項第三号並びに」を加え、「同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第一号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項」を「同条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第六条第五項及び第七十四条第五項」を「第六条第六項及び第七十四条第六項」に改める。

附則第二条中「及び第三項第一号」を「及び第四項第一号」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運

営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第四十五条第四項（新条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第二項（新条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十九条の二（新条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十九条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第四十二条第二項（新条例第五十六条の五、第六十条、第七十二条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の九及び第九十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第四十二条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新条例第六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第六条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに

- 係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 7 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第五十七条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新条例第五十七条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 9 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第五十七条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 10 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第七十四条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第七十四条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第七十四条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第七十四条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 13 この条例の施行の際現に旧条例第八十条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第八十条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第八十条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。